

令和8年度（2026年度）八王子市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅について、耐震診断を実施する所有者に対し、それに要する費用の一部を補助することにより、地震時における住宅の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 地震により想定される住宅への損傷に対して、その住宅が必要な耐震性能を保持しているかどうかを判断するための調査をいう。
- (2) 診断機関 一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部をいう。
- (3) 診断実施者 診断機関から市へ推薦をされ、市に登録された建築士をいう。
- (4) 住宅 木造在来（軸組）構法による一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の二分の一未満のもの）をいう。

（各主体の役割）

第3条 診断機関は、市からの依頼に応じ、その属する建築士を補助対象者に派遣し、耐震診断を実施するとともに、その診断実施者が行った診断結果について、評価し、評価書を発行する。

2 診断実施者は、診断機関からの診断実施依頼に基づき、誠実に耐震診断を実施するものとする。

（補助対象住宅）

第4条 補助対象は、八王子市木造住宅耐震化普及啓発事業における木造住宅耐震化促進アドバイザーの派遣を受けた次の各号に定める要件をすべて満たす八王子市内の住宅で、建築基準法その他関係法令に適合した状態であるものとする。

- (1) 補助対象者が現に住所を有する又は有する予定であり、耐震診断の完了後、引き続き居住すること。居住する者は、補助対象住宅について所有権を有する個人のほか、1親等の親族若しくは法定相続人とする。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当するもの
ア 昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられた住宅であること。
イ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間の耐震基準で建てられた平屋建て又は2階建ての住宅であること。
- (3) 過去に八王子市の補助金を利用して耐震診断又は耐震改修に関わる工事を実施していないこと。

（補助対象者）

第5条 補助を受けることができる者は、補助対象住宅について所有権を有する個人又は1親等の親族若しくは法定相続人で、世帯員全員及び共有者全員の市税等の納付状況が、既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。また、八王子市暴力団排除条例第2条に規定するものでないこと。ただし、補助対象住宅が共有の場合は、申請者が代表者であることの共有者の承諾を得ていること。

（補助内容）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、診断実施者が行った耐震診断に要した費用

の4分の3以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、15万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断費用の見積書の写し
- (2) 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類
- (3) 補助対象住宅の所有権者が確認できる書類
- (4) 申請者の本人確認書類（申請書の氏名欄へ申請者の自署又は押印がある場合はこの限りでない。）
- (5) 補助対象住宅の所有権者が複数である場合は、申請者が代表者であることが確認できる書類
- (6) 申請者又は居住する者が1親等の親族若しくは法定相続人の場合は、その者が対象者となりうることを確認できる書類
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項に定める交付申請の受付の期限は、令和9年（2027年）1月末日とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（耐震診断の中止）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、耐震診断を中止しようとするときは、八王子市木造住宅耐震診断補助金中止申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める中止の申請を承認したときは、八王子市木造住宅耐震診断補助金中止承認通知書（第5号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（完了報告書）

第10条 補助決定者は、耐震診断を完了したときは、木造住宅耐震診断完了報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し（一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部が発行する評価書を含む。）
- (2) 耐震診断費用明細書及び契約書の写し
- (3) 耐震診断費用の領収書の写し
- (4) 申請者の本人確認書類（完了報告書の氏名欄へ申請者の自署又は押印がある場合はこの限りでない。）
- (5) 交付決定時の住所が補助対象住宅でない場合は、住民票の写し。ただし、耐震診断の結果、耐震性が不足する場合は、耐震性を向上するための改修工事の時期等に関する計画書等に

代えることができるものとする。

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を確定し、木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助決定者に通知する。

3 第1項に定める完了報告は、令和9年（2027年）2月末日までに行わなければならない。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条に定める木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書を受けた補助決定者は、木造住宅耐震診断補助金交付請求書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(1) 申請者の本人確認書類（請求書の氏名欄へ申請者の自署又は押印がある場合はこの限りでない。）

2 市長は、前項に定める請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し又は返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号の一に該当したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。